

# 三重県自閉症・発達障がい支援センターあさけのご案内

自閉症や発達障がいの方々や家族、保育所、学校、施設等に関わる関係者に対し、乳幼児から成人期まで一貫した相談、支援を行なう二次的支援機関です。



◆発達障害者支援法(第3章第14条)に基づき、都道府県・指定都市に設置されることとされており、三重県は二法人が委託され、担当地域が決められています。

★三重県北部エリア 三重県自閉症・発達障がい支援センターあさけ

木曾岬町、桑名市、朝日町、川越町、いなべ市、東員町  
菰野町、四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、名張市

ご相談ください

★三重県南部エリア 三重県自閉症・発達障がい支援センターれんげ

津市、松阪市、明和町、多気町、伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、  
南伊勢町、大紀町、大台町、尾鷲市、紀北町、熊野市、御浜町、紀宝町

## 利用手続き

### ①行政窓口へ相談

### ②行政窓口で受付

### ③支援センターあさけ登録（初回面談）

①お住まいの行政窓口（子育て支援課、障がい福祉課）へ困っていること、相談したい内容をお伝えください。現在の様子、幼児期からの経過をお話してください。

※ご家族のみの相談も可。

※相談者がご本人、ご家族以外の方の場合、原則としてご本人、ご家族の承諾を得てください。

※行政窓口へ相談できない、相談窓口がわからない場合等は、直接支援センターあさけへお電話ください。

②行政担当者が相談内容をお聞きし、支援機関を紹介します。

※支援センターあさけでの支援が適切と判断されると、

当センターへ支援依頼があります（情報提供書が送付されます）。

※すでに計画相談を利用されている場合は、担当者から当センターへお電話ください。

③当センターから相談者へ電話して、来所相談日時を調整します。

※相談は当センターにて完全予約制（原則、平日 9:00～17:00）

※当センターへ来所できない、平日の来所が難しい場合は直接支援センターあさけへお電話ください。

## 支援内容

❖ご本人の特性を整理し、ご本人が困っていることの要因を説明します。

❖特性に応じた家庭生活、学校や就業先で困っていることに対して、助言を行ないます。

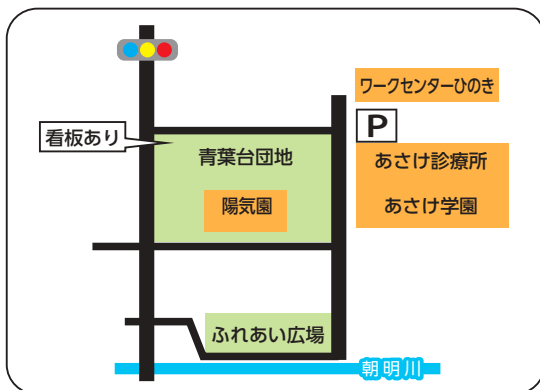
❖支援上必要と判断した場合、発達検査を実施し、特性を把握できるようにします。

❖相談内容に応じた医療機関、相談機関、支援機関を紹介します。

❖学校、日中活動先等を訪問し、必要に応じて直接関わっている方へ対応助言を行ないます。

❖関連する支援機関と情報を共有し、地域で支援が出来るように調整します。

## アクセスマップ



〒510-1326

三重県三重郡菟野町杉谷 1573

TEL : 059-394-3412

FAX : 059-394-1765

e-mail : asake-g1@cty-net.ne.jp

三重県自閉症・発達障がい支援センターあさけ 社会福祉法人 檜の里 あさけ学園内